

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法

第五一号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、将来にわたる農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付対象を拡大するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、就農計画の認定を受けた農業法人等に対する措置

1 農業法人等が、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

2 認定を受けた農業法人等に対して、就農支援資金のうち、農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金を貸し付けることができることとする。

3 就農計画に基づく施設の設置等について、農業改良資金の貸付けを受ける場合に、その償還期間及び据置期間を延長する特例を設けることとする。

二、都道府県青年農業者等育成センターの業務の拡充

- 1 認定農業者が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこととする。
- 2 新たに就農しようとする青年等について、無料の職業紹介事業を行うこととする。